

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第86号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月22日（日） 10時40分ごろ	
発生場所	熊本県上天草市大矢野島 ^{おおやの} 北方沖 ^{みずみ} 三角灯台から真方位281° 1,550m 付近 (概位 北緯32° 37.7′ 東経130° 25.7′)	
事故等調査の経過	平成22年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{しんこう} 新功丸、2.2トン KM3-51107（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{せいかい} 青海丸、5トン未満（登録長6.71m） 293-30504熊本、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約8ノットの速力で手動操舵により北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、機関を中立にして船首が北東に向いた状態で漂流中、平成22年8月22日10時40分ごろ、大矢野島北方沖において、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	船長Aは、漁場発進時に前方を見て、船舶が見当たらなかったことから前路に他船はいないものと思い込み、前部甲板で、リモコンを操作しながら右舷船尾方を向いて操縦に当たり、前方を見ていなかった。 船長Bは、釣りを終え、後部甲板で下を向いて道具の後片づけをしているとき、自船に向かってくるA船に気付いたが、大分距離もあるし、接近すれば相手船が避けてくれるだろうと思い、その後、A船を見ていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、大矢野島北方沖を北西進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い込み、適切な見張りを行っていなかったため、前路で漂流中のB船に気付かずにB船に向けて航行したのと考えられる。

		<p>B船は、大矢野島北方沖において漂流中、船長Bが、自船に向けて航行するA船を認めた際、接近すればA船が自船を避けてくれるものと思込み、適切な見張りを行っていなかったため、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、大矢野島北方沖において、A船が北西進中、B船が漂流中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>